

令和2年度

第10回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和2年12月11日

湯沢市農業委員会

第10回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和2年12月11日（金）午前9時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前9時35分

閉会 午前10時35分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	杳澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
9番	西村 一	19番	高橋 伸太郎（会長）
10番	加藤 エリ子		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席  
(午前9時35分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋 里治
班 長	阿部 武彦
主 幹	高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 申請許可状況

(4) 農地法第4条第1項第8号届出

(5) 公共事業等に伴う一時転用の届出

3 議 案

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について

議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)

議案第49号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による  
農用地利用配分計画の案の決定について

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第51号 非農地証明願いについて

議 長	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午前9時35分 委員総数19名中ただいまの出席委員は 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を 開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例に よりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、11番 水戸 義昭 委員、12番 姉崎 与志弘 委員、の 兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかが でしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告5件、議案6件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席 していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨 に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
議 長	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書 2 ページから 3 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は15件、面積54,171㎡であります。解約理由は、整理番号第36号は農業廃止のため、整理番号第37号、50号は第三者に利用権設定するため、整理番号第38号、39号、42号は借人の都合による、整理番号第40号、43号、45号、46号、47号は貸人の都合による、整理番号第41号は経営縮小のため、整理番号第44号は第三者へ所有権移転するため、整理番号第48号は所有者の都合による、整理番号第49号は賃貸人の都合によるとなっております。</p> <p>次に 2 使用貸借契約合意解約通知は 1 件、面積1,953㎡であります。解約事由は、第三者に所有権移転するためとなっております。</p> <p>次に 3 申請許可状況であります。先月の転用案件は 3 件で、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった 5 条使用貸借権設定申請番号第 2 号と 5 条所有権移転申請番号第12号は11月11日付けで許可し、5 条所有権移転申請番号第13号は秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、11月20日付けで許可しております。</p> <p>次に 4 農地法第 4 条第 1 項第 8 号届出であります。場所は上関字二ツ橋9-1の内、地目は田、面積225㎡であります。届出の事由は資材置場と農作業時の休憩場として使用するためとなっております。</p> <p>次に議案書 4 ページをご覧ください。5 公共事業等に伴う一時転用の届出は 2 件、令和 2 年10月12日付けの届出は、場所は字鋤柄72、地目は田、面積は637㎡で、届出の事由は橋梁補修工事に伴う現場事務所の設置</p>

	<p>等のためであります。令和2年10月5日付けの届出は、場所は字中屋島47-3、48-1、地目は田、面積は1,571㎡で、届出の事由は市道環状3号線白子川橋橋梁整備工事の工事用道路等として使用するためであります。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和2年12月11日提出。</p> <p>議案書6ページから7ページをご覧ください。賃貸借権設定は5件、面積15,324㎡であります。申請事由は、申請番号第6号、9号は兼業による経営縮小のため、申請番号第7号は相手方の要望による、申請番号第8号、10号は高齢による経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書8ページから10ページをご覧ください。所有権移転は10件、面積51,158.91㎡であります。申請事由は、申請番号第38号、39号、41号は相手方の要望による、申請番号第40号は生前一括贈与のため、申請番号第42号、43号、46号、47号は農業廃止のため、申請番号第44号、45号は小作地解放のためであります。申請番号第38号、42号の売買価格は総会資料記載のとおりであります。その他の案件は贈与となっております。説明は以上です。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第46号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和2年12月11日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書12ページの利用権設定整理番号第288号、289号は7番 沓澤 弥 委員、整理番号第319号は9番 西村 一 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号第288号、289号を審議しますので、7番 沓澤</p>

	<p>弥 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(7番 沓澤 弥 委員、退席) (午前9時46分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第288号、289号について、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案書12ページをご覧ください。利用権設定整理番号第288号、289号は、賃貸借権の新規設定で、面積は8,300㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第288号、289号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(7番 沓澤 弥 委員、着席) (午前9時48分)</p>
議 長	<p>次に、利用権設定整理番号第319号を審議しますので、9番 西村 一</p>



	委員の退席をお願い致します。
	(9番 西村 一 委員、退席) (午前9時48分)
議 長	事務局より説明をお願い致します。
	(阿部班長、挙手)
議 長	阿部班長。
	(議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地 利用集積計画利用権設定整理番号第319号について、朗読説明)
阿部班長	議案書12ページをご覧ください。利用権設定整理番号第319号は、賃貸 借権の再設定で、面積は2,992㎡であります。賃料については、総会資料 記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求 めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。利用権設定整理番号第319号を計画のとおり決定することと いたします。退席者の着席をお願い致します。
	(9番 西村 一 委員、着席) (午前9時49分)
議 長	次に、議案第47号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より 説明をお願い致します。

議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第47号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p> <p>議案書13ページから22ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃貸借権が38件、面積は208,970.3㎡であります。新規の設定が13件、再設定が25件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第47号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。続きまして、所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第47号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書23ページをご覧ください。所有権移転は3件、面積は4,233㎡であります。申請事由は経営拡張のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上</p>

議 長	<p>です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第47号の所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。続きまして、利用権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第47号農業経営基盤強化促進法の利用権移転について、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案書24ページをご覧ください。利用権移転は1件、面積は612㎡であります。申請事由は分散錯圃の解消のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>

議 長	(全員挙手)
議 長	<p>全員挙手。議案第47号の利用権移転について、計画のとおり決定することといたします。次に、議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長</p>
阿部班長	<p>(議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、朗読説明)</p> <p>議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和2年12月11日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書26ページから27ページの農地中間管理事業のうち利用集積計画整理番号第185号、186号、187号は18番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、利用集積計画整理番号第185号、186号、187号を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員の退席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午前9時55分)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>

阿部班長	<p>(農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)利用集積計画整理番号第185号、186号、187号について、朗読説明)</p> <p>初めに、秋田県農業公社では令和2年6月から農地中間管理事業の手続きを集積計画一括方式で行うことになりました。従来は出し手から農業公社への貸付は市町村が公告を行い、農業公社から受け手への貸付は秋田県が公告を行っておりました。今後は集積計画一括方式となり、出し手から農業公社への貸付及び農業公社から受け手への貸付はともに市町村での集積計画の公告となります。</p> <p>議案書26ページから27ページをご覧ください。利用集積計画整理番号第185号、186号、187号は、面積19,764㎡で、貸付理由は経営縮小であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画について、何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用集積計画整理番号第185号、186号、187号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午前9時58分)</p>
議 長	<p>次に、議案第48号議事参与制限以外の利用集積計画について事務局よ</p>

議 長	<p>り説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第48号議事参与制限以外の利用集積計画について、朗読説明)</p> <p>議案書27ページから36ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用集積計画は31件、面積248,821.64㎡であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。貸付け理由は経営縮小が22件、農業廃止が9件となっております。すべての利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画について、何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議事参与制限以外の利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。次に、議案第49号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
阿部班長	<p>(議案第49号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第49号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に</p>

	<p>関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。令和2年12月11日提出。説明は以上です。</p> <p>ここで、議案書38ページの農地中間管理事業のうち配分計画案整理番号第224号は2番 伊藤 秀郎 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、配分計画案整理番号第224号を審議しますので、2番 伊藤 秀郎 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(2番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午前10時2分)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案整理番号第224号について、朗読説明)</p> <p>議案書38ページをご覧ください。配分計画案整理番号第224号は土地の所在は角間字中川原4-29、地目は田、面積は869㎡です。</p> <p>土地所有者が平成24年1月に亡くなった後は雑木が生い茂るほどの状況になっており、賃借人となる伊藤氏が害虫による影響も深刻であったことから雑木を伐採し保全に努めている状況であります。</p> <p>農業委員会では所有者に関する情報の探索を行い、令和2年1月に秋田家庭裁判所から所有者の相続内容について回答を受けたところ、相続放棄により相続人がいないことがわかりました。これを受けて同月28日から6箇月間、所有者不明である旨の公示を行い、これに対する異議がなく、秋田県農業公社に通知しました。その後、秋田県の裁定を経て農地中間管理機構へ中間管理権の設定がなされたものであります。</p> <p>賃料については総会資料記載のとおりであります。配分計画案の内容</p>

	<p>について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴取するものです。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。配分計画案について、何かご質問ありませんか。</p>
3 番	<p>所有者不明農地ということですが、賃料はどこに支払われるのでしょうか。</p>
高橋主幹	<p>賃料は農業公社に支払われます。農業公社は農地中間管理権を設定する際に10年分の賃料の金額を法務局に供託します。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。 (午前10時6分)</p>
議 長	<p>再開します。 (午前10時11分)</p>
議 長	<p>他にご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、配分計画案について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。農地中間管理事業の配分計画案を承認することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(2番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午前10時13分)</p>
議 長	<p>次に、農地中間管理事業(移転)について事務局より説明をお願い致します。</p>



議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第49号農地中間管理事業（移転）について、朗読説明)</p> <p>議案書39ページをご覧ください。農地中間管理事業（移転）の配分計画案は1件、面積は6,467㎡です。移転事由は、移転する者は経営縮小で、移転を受ける者は経営拡張です。配分計画案の内容について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴取するものです。県の配分公告は令和2年12月25日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。配分計画案について何かご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、配分計画案の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。農地中間管理事業（移転）の配分計画案を承認することと致します。次に議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
高橋主幹	<p>(議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条</p>

第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和2年12月11日提出。

初めに5条使用貸借権設定申請番号第3号について説明させていただきます。議案書41ページ、議案付属資料は16ページから28ページをご覧ください。申請地は、三梨町字下宿415-1、地目は田、面積は233㎡であります。

申請内容は、現在両親と暮らしているが、結婚を機に独立して生活することから、父親名義の土地を借り受けて一般住宅を建築するための転用であります。申請地は、湯沢市役所稲川庁舎から南東へ約0.9km、市立三梨小学校から北東へ約1.2kmの下宿集落内に位置し、東・南側は水路、西側は宅地、北側は道路に隣接しております。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。事業計画は、高さ1m、土量233㎡の造成工事を行い、住宅48.73㎡、駐車・予備駐車スペース60.5㎡、庭部25㎡、雪よせスペース等99.63㎡であります。事業費は、建物建設経費23,700,000円、造成・整地経費3,850,000円、設計費110,000円、測量・登記経費370,000円、搬入費等諸経費5,470,000円、計33,500,000円であります。資金計画は全額金融機関からの借入で仮審査結果の書類により確認しております。被害防除計画は、東・西・南側にL型擁壁を設置し、北側は道路への乗り入れ部分に可変側溝を設置するものです。汚水・生活雑排水は合併浄化槽、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第1種農地ではありますが、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号に該当するものと考えます。

次に5条所有権移転申請番号第14号について説明させていただきます。議案書42ページ、議案付属資料は29ページから40ページをご覧ください。申請地は、愛宕町三丁目239、地目は田、面積は2,235㎡であります。

申請内容は、以前から行っている宅地分譲は2区画から3区画の場合は出来るだけ既存宅地を再開発しましたが、それ以上の需要が見込まれる地区の宅地供給には農地以外に適地がなかったことから申請地を取得

して宅地分譲地を造成するための転用であります。申請地は、市立湯沢南中学校から北へ約0.9km、湯沢市役所から南西へ約1.7kmの平和町集落内に位置し、東・北側は道路、西側は水路、南側は田に隣接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地と判断いたしました。事業計画は、高さ0.7m、土量1,877.40m<sup>3</sup>の造成工事を行い6区画の宅地分譲地を整備するものです。事業費は、用地取得費8,113,000円、造成・整地経費8,200,000円、施設整備費3,500,000円、設計費300,000円、測量・登記経費500,000円、搬入費等諸経費900,000円、計21,513,000円であります。資金計画は全額自己資金で残高証明書により確認しております。被害防除計画については、東側は道路側溝にすり付け、西・北側は土砂が流出しないように法面で保護、南側は盛土高を畦畔程度とし地先ブロックで保護するものです。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていることから許可相当と考えます。

次に5条所有権移転申請番号第15号について説明させていただきます。議案書43ページ、議案付属資料は41ページから51ページをご覧ください。申請地は、字福島尻31、32、33、地目は田、面積は8,246m<sup>2</sup>であります。

申請内容は、砂利、砂、碎石の採取及び販売をはじめ、土木工事や一般及び産業廃棄物収集運搬処理業等を営んでいるが、事業拡大に伴い資材置場が手狭になってきたことから、申請地を取得して資材置場を拡張するための転用であります。申請地は、市立山田中学校から東へ約0.9km、湯沢市役所から南西へ約2.5km山田団地集落の西側に位置し、東・西・北側は水路、南側は既存資材置場がある雑種地に隣接しております。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。事業計画は、高さ1m、土量8,200m<sup>3</sup>の造成工事を行い、再生碎石1,927m<sup>3</sup>、発生土1,927m<sup>3</sup>を保管・管理するための新たな資材置場を整備するものです。事業費は、用地取得費16,500,000円、造成・整地経費10,000,000円、測量・登記経費3,000,000円、計29,500,000円であります。資金計画は、全額自己資金で残高証明書により確認しております。被害防除計画は、東側にL型擁壁

を設置し、西・北側は安定勾配を整形し張芝により法面を保護し、南側は既存施設にすり付けるものです。また、北側に緩衝地として緑地を設けるものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第1種農地ではありますが、申請内容は既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の面積の2分の1を超えないことから農地法施行規則第35条第5号に該当すると考えます。

次に農地転用事業計画変更について説明させていただきます。議案書44ページ、議案付属資料は52ページから63ページをご覧ください。申請地は、岩崎字四条222、地目は田、面積は2,108㎡であります。

申請内容は、当初自動車整備工場及び縫製工場、タクシー営業所の整備する予定であったが、建築資材の高騰により事業を断念したため工事は止まっておりましたが、事業変更によりトラック・乗用車等、自動車整備工場の顧客の修理車及び廃車車両、廃棄機材等の置場にするための転用であります。

この案件の取り扱いにつきましては、県に確認したところ、許可前の状態に復元することができる場合は事業の廃止届の提出を求める、許可前の状態に復元することができない場合は事業計画の変更の検討を求めべきとの回答を受けております。すでに造成工事が完了し許可前の状態に復元することが難しい状況であるため、事業計画の変更として取り扱うものです。

申請地は、湯沢市役所から北西へ約3.8km、下湯沢駅から西へ約1.8kmの主要地方道湯沢雄物川大曲線の沿線に位置し、東側は道路、西・北側は水路、南側は田に隣接しております。

農地区分は、平成24年に指令雄農-5224-1で許可した際に、宅地化が見込まれる住宅が連たんしている区域に接する農地で、その規模がおおむね10ha未満であることから第2種農地と判断しておりました。

当初の事業計画は自動車整備工場及び縫製工場、タクシー営業所の整備でありましたが、建築資材の高騰により事業を断念しており、農地区分も第2種農地であることから資材置場への事業変更はやむを得ないものと考えます。

議 長	<p>ここで、現地確認結果について、7番 沓澤 弥 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(7番 沓澤 弥 委員、挙手)</p> <p>7番 沓澤 弥 委員。</p>
7 番	<p>議案第50号の現地確認について報告いたします。</p> <p>11月26日、8番 高橋 郁夫 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしましてまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、農地転用事業計画変更申請番号第1号については、造成工事までが完了した状況でありました。それ以外の案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。(午前10時24分)</p>
議 長	<p>再開します。(午前10時25分)</p>
議 長	<p>議案第50号の農地法第5条の規定による許可申請について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第50号の農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第50号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答</p>


<p>議長</p>	<p>申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。次に、議案第51号「非農地証明願 いについて」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>(議案第51号「非農地証明願いについて」、朗読説明)</p> <p>議案第51号「非農地証明願いについて」農地法第4条及び同法第5条 の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第2条の規定によ る農地でないことの証明願いを受理したので、証明の可否について決定 を要す。令和2年12月11日提出。</p> <p>議案書46ページ、議案付属資料は64ページから88ページをご覧ください。申請番号第9号につきましては、申請地は、酒蒔字石名沢1、酒蒔字 上ノ沢3、5、酒蒔字沢田3、5、52、酒蒔字谷地21-1、25、酒蒔字山岸 135-3、168-3、地目は畑、面積1,077㎡であります。土地の状況は、約50 年前から耕作されておらず、山林原野の状態であります。</p> <p>申請番号第10号につきましては、申請地は、酒蒔字若神子176、酒蒔字 上開129-1、地目は畑、面積518㎡であります。土地の状況は、約40年前 から耕作されておらず、山林原野の状態となっております。</p> <p>申請番号第11号につきましては、申請地は、高松字大台山49、62-2、 高松字向田97、98-1、104-1、162、地目は畑、面積2,727㎡であります。 土地の状況は、約47年前から山林として使用されております。説明は以 上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ここで、現地確認結果について、7番 沓澤 弥 委員から報告願 います。</p>
<p>議長 7番</p>	<p>(7番 沓澤 弥 委員、挙手)</p> <p>7番 沓澤 弥 委員。</p> <p>議案第51号の現地確認について報告いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>11月26日、8番 高橋 郁夫 委員と私の2人と、事務局2名とで現地確認をしてみました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたとおり、申請地は3件とも原野山林の状態であり、農地としての利用は不可能と判断しました。報告は以上です。</p> <p>議案第51号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、議案第51号について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第51号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午前10時35分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和2年12月11日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 11番 水戸 義昭 

署名委員 12番 姉崎 志元 